

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和60年度
	平成6年度
	平成24年度

白岡市農業振興地域整備計画

平成25年2月

埼玉県白岡市

農業振興地域整備計画

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	3
ウ	特別な用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10

第5	農業近代化施設の整備計画	11
1	農業近代化施設の整備の方向	11
2	農業近代化施設整備計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	16
第9	付図	別添
1	土地利用計画図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)	
別記	農用地利用計画	17
(1)	土地利用における地区の範囲	17
	ア 地区区分図 (別紙)	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本地域は、埼玉県の一部に位置し、南東部はさいたま市および春日部市、南西部を蓮田市、北部を久喜市、東部を宮代町がそれぞれ接している。市の南西部には元荒川が流れ、総面積は、2,488haで、東西は9.8km、南北は6.0kmと東西に長い市域であり平坦部が連なっている。

(イ) 土地利用の現況

JR宇都宮線白岡駅および新白岡駅を中心に市街化区域545ha、市街化調整区域1,943haが設定され、この周辺に1,913haを範囲として農業振興地域が広がっている。このうち農用地区域は約958haとなっている。市街地の周辺は、水田や畑、農村集落、工業用地などに利用されており、台地部分は集落地や畑として利用され、低地部分は主に水田として利用されている。

(ウ) 人口及び産業経済の動向

近年、著しい出生率の低下などから、多くの市町村が人口減少に至っているものの、本市においては、土地区画整理事業の進展などにより、人口は微増傾向が続おり、平成22年度現在で50,314人となっている。こうした傾向を勘案し、平成33年度まで人口は緩やかに増加することが予想され、平成33年度の目標人口を53,000人に設定している。

一方、市の都市化の進展による農業生産面への影響も大きく、とりわけ農業就業人口の他産業への流出が著しく、平成22年現在の総就業者数24,372人のうち、第1次産業が608人(2.6%)、第2次産業が5,608人(24.1%)、第3次産業が17,033人(73.3%)と、サービス業を中心とした第3次産業就業者が7割を超えている。同様に、農家数も平成12年の914戸に対して平成22年は753戸と減少傾向が続いている。

(エ) 地域農業生産の確保を図るために必要な農用地等の確保について

農地は、公共施設や住宅地等への転用によって全般的に減少傾向にあり、首都圏の拡大による人口増、核家族化による市街地需要の増大が予想されるため、今後もこの傾向は続くものと思われる。

一方、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業を実施した優良な農地については、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが必要である。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、遊休農地の増加や特産農産物の作付面積の減少が懸念されている。また、農地は保水・遊水機能などの面においても重要な役割を果たしていることから、引き続き保全が求められている。

土地基盤整備の状況については、一部耕地整理事業で整備した小規模区画ほ場を除き、水田を主として県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等により整備が完了しつつあり、耕作環境の改善により有効利用が図られている。

このような情勢のなかで、本地域が米・麦を中心とする主穀作経営および梨・野菜経営の複

合農業経営地帯として、今後安定かつ健全な農業振興を図るためには、規模の大きい生産性の高い農業経営を育成することを第一とし、営農組合など地域内農家の組織化を積極的に進め、農作業の受委託や農地の流動化を通じ、集落内農家の協働により合理的な農地利用を推進していくことが必要である。

また、増大しつつある都市化の圧力と、これによる他用途への土地利用の転換との合理的調整を図りながら、J R 白岡駅周辺の市街化区域、白岡駅東部中央地区および J R 新白岡駅周辺の野牛・高岩地区の土地区画整理事業によって形成される新たな都市環境と共生する優良農地を主体として、今後長期にわたり農地として保全・整備し、有効に利用していくことによって、首都圏近郊の食糧生産基地としての機能を充実していくものとする。

なお、土地利用の構想は次のとおりである。

単位：ha、%

区分 年次	総面積		農用地										農業用 施設 用地		山林原野				住宅地		工業 用地		その他	
			田		畑		樹園地		採草放 牧地		計				混牧 林地									
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率		
現在 (H24)	1,913.0	100.0	401.4	21.0	406.5	21.2	150.0	7.8	-	-	957.9	50.1	2.0	0.1	131.3	6.9	-	-	296.5	15.5	71.9	3.8	453.4	23.7
目標 (H34)	1,913.0	100.0	383.7	20.1	392.8	20.5	150.0	7.8	-	-	926.5	48.4	2.0	0.1	123.6	6.5	-	-	334.5	17.5	62.9	3.3	463.5	24.2
増減	0.0		▼17.7		▼13.7		0.0				▼31.4		0.0		▼7.7				△38.0		▼9.0		△10.1	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地のうち、概ね次に掲げる農用地を控除し、農用地約 958ha を設定する方針である。

- a 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- b 農用地設定以前に農地転用の許可をとった農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業施設用地のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について農用地区域を設定する。

(1) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

地域農業の近代化や農業経営規模現況の拡大等のために必要となった場合は、その必要性や規模を勘案し設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の目標年における農用地面積は約 927ha となる。この農用地面積を前提として農業生産の目標を達成するため、土地条件・経営条件を考慮して、地域条件に適応した営農類型を誘導し農業経営の複合化を図り、農用地区域内の高度化を積極的に促進する。

農業生産の目標において本地域で今後重点的に振興すべき作物としては、現在は米・野菜・梨に依存しているが、今後、土地利用の高度化等営農形態の改善はみられても現在と変りないものと思われる。

今後の米作については、地域性を生かした特色のある米づくりを推進するため、「コシヒカリ」、「彩のかがやき」、「キヌヒカリ」など消費者の需要に対応した地域の条件に合う品種の計画的生産を徹底する。また、減農薬・減化学肥料栽培等による特別栽培米「白岡そだち」については、作付けの拡大および定着を図り、白岡産米としてのブランド化を推進する。

そのため、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の円滑な推進を図りつつ、農地の持つ多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、農地が水田の形態で利用できるよう農作業受委託、農地流動化等により耕地利用率の向上に努める。また、新農業構造改善事業においてライスセンターが設置されており、これを本地域の水田農業の中核施設とし、地域農業のシステム化を進め、生産性の向上に努めていく。

一方、農地の有効利用を図るため、農業者戸別所得補償制度を利用した加工用米、麦、大豆、飼料作物等の作付けを推進し、経営の安定化を目指す。

また、農地の保全、遊休農地の解消を目的として、景観形成作物の作付けを推進するとともに、そばなどの特色のある作物の作付けを推進する。

果樹（梨）、野菜については、首都圏住民に高品質で新鮮な農産物を供給するとともに産地間競争に耐え得る産地づくりを進めていくため、優良品種への更新と施設化および団地化を積極的に進め、コストの低減と生産の拡大を目指していくものとする。

イ 用途区分の構想

土地利用における地区の範囲は、別記のとおりである。

農用地等利用の方針を踏まえ、農用地区域内における目標年の用途別面積は次のとおりとする。また、地区別における農業の構想を示した。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			山林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
A-1	203.0	196.3	▼6.7							2.0	2.0	0.0	205.0	198.3	▼6.7	
A-2	222.1	214.9	▼7.2										222.1	214.9	▼7.2	
A-3	187.2	181.0	▼6.2										187.2	181.0	▼6.2	
A-4	156.5	151.4	▼5.1										156.5	151.4	▼5.1	
B	189.1	182.9	▼6.2										189.1	182.9	▼6.2	
計	957.9	926.5	▼31.4							2.0	2.0	0.0	959.9	928.5	▼31.4	

(7) A－1地区

本地区は、畑地が多く米や梨を生産する農家も見受けられる。しかし、その多くが個別農家の栽培の域を越えず、後継者の農業労働力不足により、経営の拡大や団地化による集落営農組織化が遅れている。

水田は、湿田・半湿田がわずかながら点在している。そのなかにあつて太田新井地区の既整備ほ場では、集団転作により麦や大豆を導入したブロックローテーションが試みられている。今後は地区内農家の組織的対応による集落営農組織化を目指していく。

(4) A－2地区

本地区は、農地と住宅地の混在地区を除いて、基盤整備は概ね完了している。営農形態もA－1地区と同様、米と梨の複合経営形態が中心となっている。

一方、農業労働力の不足が想定されるため、高齢者のみの農家、女性専従者のみの農家、第2種兼業農家および専業農家など多様な性格の農家相互の話し合いと協調により集落ぐるみの農業を推進し、農地の合理的利用を図る。また、近傍に存在する交通施設等を考慮に入れ、野菜作りの産地化を進めるなど都市型の農業を確立していく。

(5) A－3地区

本地区は、水田のほ場整備が概ね完了している。一方、実ヶ谷地区には陸田が多く、また施工年次が大正年間の耕地整理事業で整備したものが残っている。今後は花き・野菜の規模拡大を図り、省力化・合理化による生産性向上を図っていく。

(6) A－4地区

本地区は、本地域最大の水田地帯を形成している。地区北西部の野牛地区には水田が連担している。本地区は、農作業の機械化が進み生産の組織化等、近代化の条件が整っており、今後とも水田として利用を図る。また作業受委託、農地の流動化を促進し、経営規模の拡大を図る。

(7) B地区

本地区は、集約的で収益性の高い農業が営まれている。地区中央部・北西部には水田が連担しているが、概ね水田、畑、樹園地が混在している地区である。また梨（幸水）団地が広がり、産地形成が進んでいる。このほか施設野菜が盛んであり、生産拡大の可能性を備えていることから、今後とも農用地としての利用を図る。

ウ 特別な用途区域の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記の通りとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内に含まれる農用地は約958haである。農用地の分布状況は、JR白岡駅および新白岡駅を中心にして同心円状に延びる市街化区域545haを除く、概ね全域にわたっている。耕地は一般的に平坦であるが、地域北西部から南東部にかけて緩やかな起伏がみられる台地を形成している。

土質条件は、西が沖積層、東は火山灰土壌からなり肥沃である。

また地域的にも集団的なまとまりをもっており、東京から40km圏内の位置にありながら農業的色彩の濃い土地利用形態となっている。元来、湿田、半湿田が多くを占めていたが、畑地および一部の農地と住宅地の混在地区を除いて、土地基盤整備の完了が見込まれている。

今後はこれまで整備された基盤を活かし、補修・補強を行いながら、土地の高度利用を図るため、農地の集約化や土地の流動化を促進し、大型機械導入による農業生産の合理化・近代化を一層推進していくものとする。

ア A-1地区

本地区は総じて畑地が多く、樹園、宅地と混在している。この地区内の集団的なまとまりをもつ水田の整備は概ね完了しており、今後は農地の集約化を進めるとともに農道または用・排水路の改修事業を推進し、生産性の向上を図る。

イ A-2地区

本地区は、一般的に住宅地との混在が顕著となっている。上野田地区の連担した水田ほ場は基盤整備済みである。他の大半は未整備のままであるが、混住化が顕著であるため条件的に基盤整備が難しい状況である。今後は農地の集約化を推進し、農業近代化と生産性の向上を図る。

ウ A-3地区

本地区の千駄野・岡泉地区の水田では基盤整備が進展しており、南部では白岡市と蓮田市に跨る土地改良事業が進められているが、それ以外の陸田化した畑地には10a区画の小規模区画ほ場が多いのが特色となっており、農地と住宅地の混在も目立っている。今後は、これら小規模ほ場の集約化を進め、作業性向上を図っていく。

エ A-4地区

本地区は平坦な水田地帯であり、基盤整備が概ね完了している。また集団性に優れることから、農地の集約化による生産性の向上が期待される。今後は、裏作導入を促し、複合化を図るほか、農地の集約化や排水路の改修事業を推進することで、耕地利用率の向上を図っていく。

オ B地区

本地区では、柴山沼周辺をはじめ基盤整備が概ね完了しており、農業近代化の基盤は確立しているといえる。今後は畑地の育成を進め、農地の集約化を図るとともに、農道または用水路改修事業を推進し、良好な産地形成を推進していく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業概要		受益地区	対図番号	備考
	事業内容	事業量			
農道整備	農道改修	460m	B	1	
農道整備	農道改修	500m	B	2	
農道整備	農道改修	530m	A-1	3	
農道整備	農道改修	390m	A-1	4	
用水路整備	用水路改修	440m	B	5	
農道整備	農道改修	930m	B	6	
農道整備	農道改修	210m	B	7	
農道整備	農道改修	520m	B	8	
農道整備	農道改修	150m	B	9	
農道整備	農道改修	160m	B	10	
排水路整備	排水路改修	170m	A-4	11	
排水路整備	排水路改修	350m	A-4	12	
排水路整備	排水路改修	490m	A-4	13	
排水路整備	排水路改修	360m	A-4	14	
用水路・排水路整備	用・排水路改修	2,270m	A-1	15	
用水路整備	用水路改修	7,500m	A-1、A-2、 A-3、A-4	16	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

市街化区域内に残存する農地については、都市計画サイドとの連携を図りながら、都市内緑地の一部として位置付けていく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市では、都市化の進展に伴い農家数が減少しており、農業従事者の高齢化と農業後継者の不足とが相まって、遊休農地が増加している状況となっている。

農用地等は最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復が困難な資源である。したがって、将来にわたり、安全な食料を安定的に供給するとともに、農業の有する多面的機能を生かして良好な集落環境を維持していくためには、耕作放棄等による農用地等のかい廃を防ぎ、農業生産に必要な農用地等を営農に適した良好な状態で保全するとともに、その有効利用を図っていくことが必要である。

そのため、担い手農家への農地の集約化を促進することにより、耕作放棄の発生防止と耕作放棄地の再活用に努める。

また、集落内に介在する農用地等については、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用に努めるなどの農用地等の保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等の積極的な活用により利用権の設定等の促進および農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者や農業生産法人等の担い手へ農地の利用集積を促進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本市にある地域農業集団で取り組まれている集団的土地利用推進のための活動を基礎として、より充実した集団的土地利用調整を展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度および特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農組織の組織化・法人化を促進する。

また、特色のある作物の作付けを推進し、農地の保全、遊休農地の解消を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、米と梨の複合経営が主体だが、その他、都市近郊の優位性を生かした花きなどの施設園芸や施設野菜なども栽培されており、今後ともこの作目構成が本地域の農業経営の中心となるものと思われる。

今後、中核的な担い手農家を中心とした、兼業農家、高齢者のみの農家、労働力の婦女子化した農家等の多様な階層との連携により農業の振興と農業所得の向上を図っていくためには、ライスセンター等の農業近代化施設の効果的な運用による共同作業を実施してきた農家を中心に地域農家の組織化、既存の集落営農組織の強化、集落営農組織の組織化・法人化などに努め、生産団地の育成を図り、作業の受委託および農地の流動化を促進し土地の高度利用を進めていく必要がある。

また営農意欲の高い担い手を育成し、確保するために、経営改善あるいは新技術の導入等に関するグループ学習を積極的に展開していく。

具体的な経営の指標は、本市およびその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得：560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

上述に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としての、白岡市における主要な営農類型は下表のとおりである。

区分	営農類型	目標規模	作目構成	戸数	流動化目標面積
家族経営	主穀単一	20ha	水稻単作 7ha、水稻・麦 4ha、大豆・麦 6ha、麦単作 2ha、大豆単作 1ha	—	— ha
	なし単一	1.2ha	幸水 0.7ha、彩玉 0.1ha、豊水 0.2ha、晩生品種 0.2ha	—	— ha
	施設トマト・露地野菜複合	アクリルハウス 0.3ha 普通畑 1ha	促成トマト 0.2ha、高糖度トマト 0.1ha 秋冬ブロッコリー 1ha	—	— ha
	鉢物・苗物	アクリルハウス 0.2ha パイプハウス 0.2ha	苗物（ハンジュー、ニチニチ草等） 0.7ha 鉢物（シクラメン、キコ等） 0.3ha	—	— ha
	施設切花		オリエンタルハイブリッドリリー、宿根アスター 1.5ha、バラ切花 0.4ha	—	— ha
	ぶどう単一	1.2ha	露地ぶどう 0.5ha、雨除けぶどう 0.5ha、施設加温ぶどう 0.2ha	—	— ha
組織法人経営	主穀単一	水田 60ha	水稻単作 23ha、水稻－麦 10ha、大豆－麦 27ha	—	— ha
集落営農経営	主穀単一	30ha (集落全体を借地とする)	水稻単作 9ha、水稻－麦 1ha、飼料稲－麦 5ha、麦単作 10ha、大豆単作 5ha	—	— ha
合計				—	— ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進みつつあるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が難しいことから、担い手の更なる規模拡大が課題となっている。また、今後農業従事者の高齢化が更に進むにいたって、担い手が受けきれない農地が増加することが予想される。

そのため、担い手の育成およびそれらの者への農地の利用集積を推進するための施策や事業の実施を図り、農業経営の規模拡大を実現し、生産性の向上と農業の体質強化を図る。

米麦を中心とする土地利用型農業については、担い手農家への農地の利用集積に併せて集落での話し合いを通じて、作付地の集団化や耕作放棄地の解消を促進するとともに、裏作の導入等による農用地の高度利用を推進する。併せて、水田利用の再編を目指して、稲作転換と麦・大豆などの生産拡大を図る。

また、果樹と野菜については、生産および販売の組織体制を拡充していくほか、高収益作物の導入や農産物のブランド化による販路拡大等により規模拡大を推進する。

併せて、有機質肥料の還元、稲わらの秋すき込み等による地力増進を推進するなど、地域の農業資源の有効利用を図る。

さらには、農業関係団体が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、地域の農業関係団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

【地区別誘導方向】

ア A-1地区

畑作が中心だが、梨、米の生産性も高く、自立経営志向農家も多い。今後は、米・日本梨・花き・施設園芸の団地化、規模拡大を進め、生産性向上に誘導していく。

イ A-2地区

梨、米の栽培農家が多く、営農意欲の高い農家も多い。特に日本梨は地区農業の支柱であるため、現況の中生種と早生種の増改植を積極的に推進し、高性能栽培管理機械の共同利用、作付地の集団化を図り、省力化・規模拡大に誘導する。

ウ A-3地区

米、梨、野菜等の生産が中心である。また、一部に植木を栽培する農家もみられる。高収益作物の導入や農産物のブランド化による販路拡大等により、花き・野菜の規模拡大を図る。

エ A-4地区

米、梨、野菜等の生産が高い。部分的に脱農化が見込まれる。土地有効利用を目的に、農地等の効率的な利用に向け、円滑な集積を促進するなど、農地の流動化を推し進め、耕地利用率の向上を誘導していく。

オ B地区

米、梨、野菜等生産品目も多く、自立経営志向農家も多い。梨・施設野菜団地の育成に誘導する。養鶏についても、公害対策を含めた飼育設備の改善と規模拡大を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

前項の経営規模や誘導方向を実現するために、特に次の方策を積極的に推進するものとする。

(1) 地域農業集団の育成対策

中核的な担い手農家や多数の農家の参加による地域農業集団を育成し、次のような活動を推進する。

- ア 中核的な担い手農家と多数の農家との協調、連携を強め、土地や労働力等の効率的利用を図る。
- イ 作付地の集団化やブロックローテーション方式の導入を図る。
- ウ 未利用地や不耕作地の有効利用を図る。また裏作導入を推進する。
- エ 中核的な担い手農家への農地（利用権）の集積や作業受委託を推進する。

(2) 農業生産組織の育成対策

農業後継者や中核的な担い手農家による高能率な生産組織を育成し、次のような活動を推進する。

- ア 農業機械や農業施設の共同利用を図る。
- イ オペレーターの育成、作業受委託の促進等を図る。
- ウ 耕種農家と畜産農家との連携による稲わら、麦わら、作物残渣等の有効利用や堆きゅう肥の円滑な供給等を推進する。

(3) 利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等による農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進法にもとづく各事業の内容や手続等が更に広く農家に理解されるよう努めるとともに、農業関係団体の活動と地域農業集団活動を結びつけて、中核的な担い手農家への農地（利用権）の集積を図る。

- ア 農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。
- イ 既存の地域農業集団の活動を基礎として、集団的土地利用調整を展開し、中核的な担い手農家に農用地が利用集積されるよう努める。
- ウ 効率的かつ安定的な農業経営の育成およびこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、白岡市地域農業再生協議会を通じて、地域での話し合いと合意形成を促進する。
- エ 認定農業者の育成、集落営農組織の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成および農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。
- オ 農業委員などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域において今後振興すべき重点作目は米、麦、果樹（梨）、野菜（トマト・葉菜類等）とし、地域営農組織を育成・強化し、機械施設によって生産から流通までの過程を近代化し、首都近郊の生鮮食糧基地として整備していく。

【作物別の方向】

ア 米

農地流動化の推進等により規模の大きい農家や、優れた集団が出現しているが、依然として零細経営が多く生産コストも高い。今後とも、省力化、合理化をさらに推し進め、生産性の高い農業経営の確立を図る。

このため、中核的な担い手農家への農地の利用集積と作付けの団地化を推進するとともに、生産の組織化や大型機械化体系の確立、地域の基幹施設の利用促進、優良品種の開発・導入等を進めることにより生産性の向上を図り、生産コストの削減や多様化する実需者ニーズに即した良品質な農産物の生産に努める。

特に、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地集積や作業委託を推進するため、地域全体の土地利用調整を推進する。

さらに、経営の近代化、省力化を推進する観点から高性能機械の導入や集団防除を促進するとともに、地域基幹施設であるライスセンターを積極的に活用し、低コスト生産や品質の高位平準化と物流の合理化を推進する。

イ 麦

水陸田地帯の麦作を奨励し、集団化を進めて土地の高度利用を図る。さらにブロックローテーションを確立することによって地力の維持と生産安定を図る。

ウ 果樹（梨）

本地域の農業を特色づける梨栽培については、防除体制の再編強化による省力化等による生産の安定化と共販体制の強化と併せて、積極的な品種更新と集団化を推進し、また、ハウス栽培や低温の貯蔵技術の導入を促進し、コストの低減と生産の拡大を目指していく。また、簡易被覆栽培の普及に努めて、都市のニーズに対応した産地づくりを進める。

エ 野菜

新鮮、良質かつ安全な野菜を安定的かつ計画的に供給するとともに、生産農家の経営安定を図るため、省力・快適で収益性の高い生産販売体制を確立し、多様化するニーズに対応した野菜生産を推進する。

栽培の省力化および快適化を図るため、露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、雇用労力の活用等を推進する。

また、多様化・細分化する実需者ニーズへの迅速な対応および収穫後の調製・選別労力の大幅な削減を図るため、収穫後から出荷までの機械化・自動化を促進するとともに、集出荷施設等の整備を促進する。

さらに、新たな野菜産地の育成に向け、農商工連携による新たな需要の開拓に取り組むとともに、実需者との契約を主体とした機械化一貫体系による加工需要野菜の生産を推進する。

また、鮮度・味・安心感を求める消費者の要望に対応するため、「しらおか味彩センター」における直売の推進・拡大を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業構造は、1戸あたり平均耕地面積が約89aと少ない上、首都圏に近いこと、恒常的勤務、自営や主に日雇・臨時雇用による兼業農家が多く、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

今後、農業を持続的な産業とするため、後継者の育成・確保を図るとともに、新たな担い手の育成に向けた支援が必要である。

そのため、営農意欲の高い農業者を認定農業者に認定するなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るとともに、地域および個々の経営体の実体に即した集落営農組織および作業受託組合を育成し、経営体・組織としての体制が整ったものから法人化への誘導を図っていく。

また、定年退職者および農業ボランティア等の受け入れを促進するほか、新規就農者についても地域での受け入れ態勢の環境整備を図っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 担い手の育成・強化

地域の実情に即した近代化資金の活用や優良農地の斡旋などを行うとともに、農作業の受託組合の育成・強化を図り、地域農業の持続的発展のため、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進するほか、埼玉県および農業関係団体と協力の上、規模拡大に応じて必要となる機械装備の導入を支援する。

また、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用の集積、その他の農業経営基盤の強化を促進する。

なお、農業経営改善計画認定制度を満了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる改善・向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に実施していく。

(2) 育成すべき経営体・組織

地域における話し合いを基に、地域の担い手農家への土地利用集積を進め、集団化と機械化による効率的で近代的な農業経営体の育成を図る。

また、集落営農組織の実現が困難な地域では、新規参入者、定年退職者および農業ボランティア等の受け入れなど、地域の実態に即した多様な生産組織の育成を図る。

併せて、機械化を推進するためのオペレーターの育成や受委託の促進等により経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、特定農業法人制度および特定農業団体制度の普及啓発に努め、白岡市地域農業再生協議会を通じて、集落を単位とした集落営農組織の組織化・法人化を促進するとともに、指導、助言を行う。

(3) 担い手への農地の利用集積

担い手が不足している地域において、白岡市地域農業再生協議会を通じて、特定農業法人制度および特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農組織の組織化・法人化を促進するとともに、特定農業法人制度および特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、既に白岡市にある集落営農組織で取り組まれている集団的土地利用推進のための活動を基礎として、より充実した集団的土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積されるよう努める。

(4) 女性の活動の促進

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(5) 経営向上のため必要な各種情報提供体制

地域の担い手など、効率的かつ安定的な農業経営を目指す生産組織等に対して、埼玉県および農業関係団体と協力し、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善のための情報を提供する体制を整え、効率的で近代的な農業経営体の育成を図る。

(6) 農業生産補完体制の整備

農業への理解と本市の農業の推進を図ることを目的として、「白岡市農業ボランティア事業」を推進していく。

また、農業者が生産以外の加工や流通等の様々な分野に主体的に関われるよう、農業の6次産業化を推進していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者が、生産以外の加工や流通等のさまざまな分野に主体的に関われるよう、農業の6次産業化を推進する。

また、農産物の付加価値の向上を図ることで、白岡ブランドの創出と確立を推進する。

単位：ha

新旧 市区町村	計	専業 農家	男子生 産年齢 人口が いる	女子生 産年齢 人口が いる	兼業 農家	世帯主兼業主						
						第1種 兼業 農家	世帯主 農業主	第2種 兼業 農家	世帯主 農業主	世帯主兼業主		
										恒常的 勤務	日雇・ 臨時 雇・出 稼ぎ	自営 兼業
白岡市	572	126	64	58	446	133	102	313	99	120	5	19
旧日勝村	270	63	33	29	207	52	41	155	48	55	3	12
旧篠津村	162	24	10	13	138	32	22	106	33	44	2	4
旧大山村	140	39	21	16	101	49	39	52	18	21	-	3

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 就業機会の確保等の推進

農業従事者の就業意向を的確に捉えるため、地域の農業者等の協力を得て就業機会等の把握や就業相談等を推進し、就業環境の改善を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、河川や農業用・排水路、池沼などの水辺や屋敷林、社寺林、斜面林などの里山が織りなす、自然環境に恵まれた市である。しかし、首都近郊という立地条件のもとで、首都圏の拡大とこれに伴う都市化の進展により宅地化が急速に進んだことから、市内の自然環境は大きく変化している。

また、市の東部・西部には広く田園景観が広がっているが、宅地開発や道路整備などにより田園そのものが減少するなど、農村景観の美しさの喪失が危惧されている。

そのため、自然環境に配慮しながら、用・排水路やため池等の適切な維持・管理を促進し、快適で安全な農村環境づくりを図っていく。

一方、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、認定農業者等の担い手を確保するとともに、担い手の経営規模の拡大や生産性の向上を図るため、農地の利用集積を促進することが必要である。この実現には農業生産基盤の整備等に加え、都市地域に比べ立遅れが見られる農村地域の生活環境を改善し、活力ある美しく住みよい農村を建設するとともに、農地の賃貸借や作業受委託のあっせん等、農地の利用集積に対する農家の合意形成や共同活動などを促進することが重要である。

従って、農地利用計画との整合性を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、この過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めることにより、農村生活環境の整備に努めていくものとする。

なお、生活環境の整備については以下の点に留意するものとする。

- 計画の対象とする施設は整備の緊急度の高いものとし、利用見込人口等を考慮し、類似施設との機能分担を明確にした適正な規模とする。
- 農業生産環境との関連に留意しつつ、農村の個性を生かし、利便性のみならず、快適性や景観、ユニバーサルデザイン等にも十分配慮するものとする。
- 地域住民が一体となって行う利用協定づくりを導入することにより、地域施設の利用に併せて、地域の土地や水の合理的かつ計画的な利用と適正な管理を図るものとする。
- このほか整備する施設は、その受益者が主として農業従事者を対象とするが、その維持・運営に当たっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動により、農業従事者以外の地域住民も含めた地域の良好な生活環境の確保につながるよう十分配慮する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)

別記 農用地利用計画

- (1) 土地利用における地区の範囲
 - ア 地区区分図 (別紙)

図面については、市農政課にて閲覧ができます。